平成二十六年クリーニング師試験の実施 (生活衛生課).........

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課)

保安林予定森林 (二件) (森林整備課)

目

次

毎週火・金曜日発行

指定施業要件

立木の伐採の方法

(火曜日)

平成 26 年

Ξ

1

次の森林については、主伐は、択伐による

3 2

П

山口県告示第二百二号

Щ

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

地吉一二七四、字小原一二八四の二、一二八四の三、一二八五の一、一二八五の二 小原谷五九三の一 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。) 三九の一(次の図に示す部分に限る。)、四三九の二、四三九の三、四三九の五・字 周南市大字夏切字荒倉四三八の一 (次の図に示す部分に限る。)、四三八の三、四 山口市徳地三谷字御所ケ谷一一五九の二、字大番向一二〇六、一二〇九、字藤ケ谷

二 指定の目的

山口県告示第二百三号

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

周南市大字夏切字荒倉四三九の五 (次の図に示す部分に限る。

次のとおりとする。

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

四まで、字上ノ山六二五の二、六二五の三 から二〇六八まで、字滝ケ迫七六九の一、七六九の三、字川原田一一二九 一三五まで、一一四二、一二六四、一二六五、二〇六〇、二〇六〇第一、二〇六一 防府市大字和字字風呂ノ本六一六、六一七、六一七第一、六一八の一から六一八の 山口市徳地伊賀地字栩ノ木七一一、七一二の一、七一二の二、七一三から七三六ま 七六二から七六八まで、一一三一、一一三二の一、一一三二の二、一一三三から

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

1 次の森林については、 主伐は、択伐による。

ᄼ

報

六二 (以上五筆について次の図に示す部分に限る。) 山口市徳地伊賀地字栩ノ木七一二の一・七一二の二・七六八・二〇六一・二〇

ついて次の図に示す部分に限る。) 防府市大字和字字風呂ノ本六一六・六二四・字上ノ山六二五の二 (以上三筆に

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第二百四号

のとおり定めた。 という。) 並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次 る者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」 り、山口県立南陽工業高等学校普通教室等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加す 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項の規定によ

平成二十六年六月十七日

Щ

П

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 山口県立南陽工業高等学校普通教室等新築工事
- 工事場所 周南市温田一丁目四一九五番地
- 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上四階建	構
	造
六、四三九平方メートル	延べ面積

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

ح

規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の 示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。) 二の○の 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

2 A等級であること 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

3 定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 出資比率が二十パーセント以上であること。

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも の (以下「総合評定値」という。) の建築一式工事の数値が九百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成二十六年六月十六日までに国土交通大臣又は都道府県

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

経営規模等入札参加資格の審査

Ξ

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。 同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共)を提出しなければならない

- 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3

- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、 郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年七月三日から同月八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十六年七月二十四日までに発送する

その他

兀

- 三八三〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課 (電話〇八三-九三三



(一九一)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 変更後の定款は、平成二十六年七月二十二日までの間、 山口県環境生活部県民生活課

及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人生活ヘルプセンター 宇部

代 の 氏 名 称 大庭

П

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須江三一〇番地の五

(一九二)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

Щ

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

おいて公衆の縦覧に供します。 書及び活動予算書は、平成二十六年八月四日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課に

平成二十六年六月十七日

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年六月三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

表 者 の 氏 名 門田美和子

名

称

特定非営利活動法人山口県要約筆記連絡協議会

代

主たる事務所の所在地 防府市大字上右田二七三三番地の一

(一九三) 平成二十六年クリーニング師試験の実施

二十六年クリーニング師試験を次のとおり実施します。 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、 平成

平成二十六年六月十七日

次の

山口県知事 村 畄 嗣

政

試験の日時及び場所

日時

平成二十六年九月七日 (日曜日) 午前十一時から

山口市吉敷下東三丁目一番 二号

山口県総合保健会館

試験の内容 学科試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

2

洗濯物の処理に関する知識

技能試験

洗濯物の処理に関する知識

薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ (木綿一〇〇パーセントのもの) のアイロン仕上げ

受験資格

グ業法の一部を改正する法律 (昭和三十年法律第百五十四号) 附則第五項の規定によ 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者 (クリーニン

兀 受験願書の受付期間

り同条に規定する者とみなされる者を含む。

正面向き及び上半身像のも

合格者の発表日以後、受験票を提示してその

平平 成成

_十六年六月十七日発行_十六年六月十七日印刷

発発 行行 人所

ЩЩ

知県

事庁

平成二十六年七月十五日 (火曜日)から同年八月一日 (金曜日)まで (郵送の場合